

14. 認可保育施設の利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)

【利用者負担額(保育料)】

- 令和8年9月分より、認可保育施設に在園する全児童の利用者負担額(保育料)はかかりません。
 ※私立保育施設では、別途園服等の諸費用や延長料金はかかることがあります。直接保育施設にお問い合わせください。
 ※市川市民でない方の場合、利用者負担額(保育料)につきましては、住民票のある市区町村へご確認をお願いします。
- 利用者負担額(保育料)はかかりませんが、国・県・市による公費負担の算定に市区町村民税額を確認する必要があるため、市民税・県民税の申告をお願いします。

【給食費(副食費)】

1. 対象クラス 3歳児～5歳児クラス（0歳児～2歳児クラスは対象外です）

2. 給食費(副食費)及び支払先・支払方法について

保育施設	給食費の金額	支払先・支払方法
公立保育園	月額 4,500 円	市川市に原則、口座振替により支払う。
私立保育園・認定こども園	各保育施設が定める額	各保育施設に、その施設が定める方法により支払う。

※公立保育園に在園するお子さんが欠席する場合、期限までに「給食停止届」を提出し、月初から月末まで給食を停止する場合に限り、給食費(副食費)はかかりません。

※私立保育園、認定こども園のお子さんが欠席する場合の給食費(副食費)については、各施設にお問い合わせください。

3. 給食費(副食費)の免除・減額

(1)免除対象

- ①年収約 360 万円未満相当の世帯(下のいずれかに該当する世帯)
 - ・市区町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯
 - ・市区町村民税所得割額が 57,700 円以上 77,101 円未満のひとり親世帯又は在宅障がい児(者)世帯
- ②3人以上のお子さんが認可保育施設・幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)・認可外保育施設・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設等を利用している世帯の第3子以降の給食費(副食費)は免除となります。

(2)減額対象

市川市内に住み、同一世帯で養育されている18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯であって、市区町村民税所得割額が 550,000 円未満かつ利用者負担額(保育料)の滞納がない世帯の第3子以降の給食費(副食費)は減額の対象になることがあります。

※対象者には別途こども施設入園課よりご案内いたします。